

令和2年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	58社78工場
(2) 年間総契約水量	188,146,550 m ³
(3) 1日当たり契約水量	515,470 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 浄水施設費	613,316千円
イ 配水施設費	636,992千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	7,907,462千円
第1項 営業収益	7,734,791千円
第2項 営業外収益	172,641千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	7,599,619千円
第1項 営業費用	7,402,038千円
第2項 営業外費用	187,571千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,013,669千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,732千円、減債積立金686,880千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,187,057千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	工業用水道事業 資本的収入		359,232千円
第1項	企業債		212,000千円
第2項	補助金		147,202千円
第3項	負担金		10千円
第4項	固定資産売却代金		10千円
第5項	その他の資本的収入		10千円

		支	出
第1款	工業用水道事業 資本的支出		2,372,901千円
第1項	建設改良費		1,681,021千円
第2項	企業債償還金		686,880千円
第3項	予備費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度 原・浄・配水施設関連経費	令和3年度から 令和4年度まで	2,613,253千円
令和2年度 土地借上料	令和3年度から 令和4年度まで	11,780千円
財務会計システム再構築関連経費	令和3年度から 令和4年度まで	44,394千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道 1 浄水施設等 整備事業	千円 212,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

777,461 千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、172,934 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦